

介護施設等におけるクラスター発生に備えた互助ネットワークに関するQ&A

Q 1 クラスターが発生した施設の陰性の利用者を受け入れる場合、既存のベッド数に加えて、ベッドを増やす事になるのか。

施設内に余剰なベッドがある場合、そこを利用することは可能か。

A 1 空床がある場合には、まず、その活用をお願いします。

その後、静養室や地域交流スペースなどを活用して、一時的に受け入れていただくことも可能です。この場合の人員基準は既存の定員数のままで変更する必要はありません。なお、この受入れのために職員を増員する場合には、人件費を補助する予定です。介護報酬は、従来型施設の場合は従来型多床室として、ユニット型施設の場合は、ユニット型の利用者として請求していただきます。

Q 2 仮に要介護者が要支援1又は2の場合でも期限を定めずに入所させて良いのか。

この場合、介護保険から支払われるのか。

A 2 要支援1又は2の方は、ショートステイの利用者と考えられますので、在宅生活の可否を含め、個別に対応を協議させていただきます。

Q 3 ガウンテクニックに必要な物品(PPE、消毒等)の経費は県が負担してくれるのか。

A 3 県が直接必要な物品の供給（現物支給）するとともに、物品を購入した施設に対しては、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」及び「新型コロナウイルス感染症対応かかり増し経費補助金事業」の補助対象となります。

Q 4 介護にあたるスタッフは、日勤・夜勤・明けの3人に補助要員2人を加え最低5人は必要となる。協力する側のこの体制を維持するためには以下の手当を講じる必要があると思うがどうか。

- ①宿泊施設の提供（宿泊先の確保及び宿泊代金の支払）
- ②危険手当の支給
- ③受入れや派遣に対応した職員が陽性者や濃厚接触者となり、協力施設側が人員基準割れした際の補償

A 4 ①宿泊費用（「新型コロナウイルス感染症対応かかり増し経費補助金事業」対象）
②時間外手当や危険手当など、協力する施設が通常以上に人件費を要した場合には、その費用（「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」及び「新型コロナウイルス感染症対応かかり増し経費補助金事業」対象）
③陽性者又は濃厚接触者（未検査）への支援は行いませんので、対応職員が感染することは想定していません。ただし、何らかの要因によって、この業務に起因して感染した場合には、そのかかり増した費用等（「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」及び「新型コロナウイルス感染症対応かかり増し経費補助金事業」対象）

Q 5 「明日は我が身」と戦々恐々の日々であり、このようなシステム作りは賛成である。
より多くの賛同者を得られるよう、登録者のみがネットワークの支援を受けられるよ
うにしてはどうか。

A 5 御提案の趣旨を踏まえて運用してまいります。